



あい社会保険労務士法人

〒706-0024

岡山県玉野市御崎2丁目3番13号

TEL: 0863-81-5634

FAX: 0863-33-3896

e-mail: ksato@aisr.or.jp

ホームページ: <http://aisr.or.jp>

4月施行！「改正障害者雇用促進法」のポイント

◆民間企業の雇用障害者数が過去最高に
昨年12月12日、厚生労働省より「平成29年障害者雇用状況の集計結果」が発表され、民間企業における雇用障害者数（49万5,795人、前年比4.5%）、実雇用率（1.97%、前年比0.05ポイント上昇）がともに過去最高を更新したことがわかりました。

今年4月には「改正障害者雇用促進法」が施行される予定となっており、障害者雇用に対する関心はますます高まっています。

◆改正の内容

4月から施行される改正のポイントは以下の通りです。

（1）法定雇用率の引上げ

事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられていますが、その率が、民間企業については現行の「2.0%」から「2.2%」に引き上げられます。

また、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が「従業員50人以上」から「従業員45.5人以上」に変更されます（短時間労働者は1人を0.5人としてカウント）。

なお、平成33年4月までにはさらに「2.3%」への引上げが予定されています。

（2）法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象は、これまで「身体障害者」および「知的障害者」に限られていましたが、新たに「精神障害者」が追加されます。

なお、昨年12月22日に開催された「第74回労働政策審議会障害者雇用分科会」において、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案が示され、精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法に以下の特例措置が設けられることが明らかになりました。

【特例措置の内容】

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇い入れられた者等については、1人をもって1人とみなす（現行は1人をもって0.5人とみなしている）こととする。

◆今後の企業の対応は？

法定雇用率の引上げ等が行われることから、各企業においては、今後どのように障害者雇用に向き合っていくのかが問われることになりそうです。

「平成29年度 就労条件総合調査」の結果にみる労働時間の実態

◆「就労条件総合調査」とは？

今回の調査は、常用労働者が30人以上いる民間企業6,367企業を抽出し、平成29年1月1日現在で厚生労働省が

調査を行い、4,432 企業から得た回答をまとめたものです。

以下では、調査結果の中から「労働時間」に関するものをまとめてみます。

◆調査結果のポイント

1 日の所定労働時間は、1 企業平均 7 時間 45 分、労働者 1 人平均 7 時間 43 分でした。

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休 2 日制」を採用している企業割合は 87.2%で、年間休日総数をみてみると、1 企業平均 108.3 日となっています。

1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者 1 人平均 18.2 日で、そのうち労働者が取得した日数は 9.0 日と取得率は半分以下であることがわかります。

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業の割合は 18.7%にとどまりました。そして、病欠休暇制度がある企業割合は 32.5%で、休暇取得時の賃金の支給状況について、「全額支給」が 33.2%、「一部支給」が 18.8%、「無給」が 47.7%となっています。

変形労働時間制を採用している企業の割合は 57.5%で、種類別にみると、「1 年単位の変形労働時間制」が 33.8%、「1 カ月単位の変形労働時間制」が 20.9%、「フレックスタイム制」が 5.4%となっています。

国際比較にみる 日本の労働生産性水準

◆12 月 20 日に出た調査結果

「労働生産性の国際比較 2017 年版」（公益財団法人 日本生産性本部）が昨年 12 月 20 日に出されました。

政府が生産性向上に向けた各種の施策を展開している中で、日本の労働生産性が国際的にみてどのあたりに位置してい

るのかを、調査結果で明らかにしています。

◆そもそも「労働生産性」とは？

労働生産性とは、「労働者 1 人当たりで生み出す成果、あるいは労働者が 1 時間で生み出す成果を指標化したもの」です。

労働生産性は、「付加価値額または生産量÷労働投入量（労働者数または労働者数×労働時間）」で表され、労働者の能力向上や経営効率の改善などによって、労働生産性は向上します。

◆日本の時間当たり労働生産性は 20 位
2016 年の日本の時間当たり労働生産性は 46 ドル（4,694 円／購買力平価換算）。順位は OECD（経済協力開発機構）加盟 35 カ国中、昨年と同様の 20 位となりました。

上位は、1 位アイルランド（95.8 ドル）、2 位ルクセンブルク（95.4 ドル）、3 位ノルウェー（78.7 ドル）と続いています。OECD の平均は 51.9 ドルです。

日本の労働生産性は、6 位の米国（69.6 ドル）の 3 分の 2 程度の水準で、主要先進 7 カ国（フランス、米国、ドイツ、イタリア、カナダ、英国、日本）でみると、最下位の状況が続いています。

◆日本の 1 人当たり労働生産性は 21 位
2016 年の日本の就業者 1 人当たりでみた日本の労働生産性は、81,777 ドル（834 万円／購買力平価換算）。順位は、OECD 加盟 35 カ国中 21 位となりました。上位は、1 位アイルランド（168,724 ドル）、2 位ルクセンブルク（144,273 ドル）、3 位米国（122,986 ドル）となっています。OECD の平均は 92,753 ドルです。

日本の労働生産性は、就業 1 時間当たりと同様、就業者 1 人当たりでも、主要先進 7 カ国で最も低い水準となっています。



